

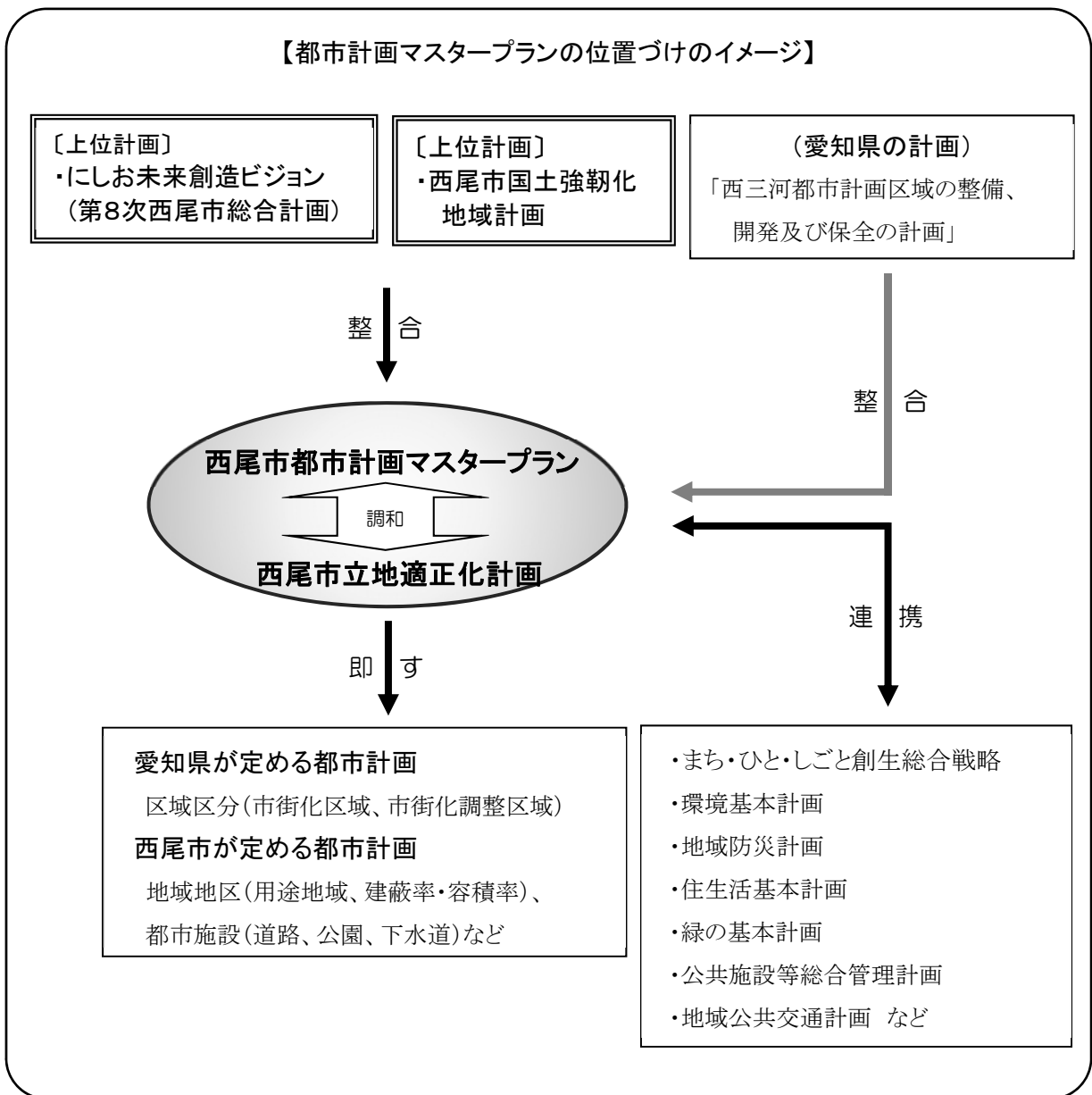
# 第 1 章 はじめに

## I. 都市計画マスタープランについて

### 1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法(都市計画法第 18 条の 2)に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定める計画です。

都市計画マスタープランは、都市づくりの目標や将来都市構造を明確にし、その実現を目指して土地利用や都市施設などの分野別方針を定めるものであり、西尾市の**都市づくりの長期的・総合的な指針となる計画**です。したがって、以下のように西尾市の中でも重要な計画として位置づけられます。



## 2. 策定の背景

西尾市では、平成26年（2014年）3月に令和6年（2024年）を目標年次とする現行の都市計画マスタープランが策定されており（平成30年一部改定）、現在これに基づく都市づくりが進められています。

今回策定する都市計画マスタープランは、平成23年（2011年）4月の合併から10年を経過した今、現行の都市計画マスタープランの骨格を踏襲しつつ、近年の社会情勢やライフスタイルの変化などを踏まえて、都市機能の集積、新たな拠点や産業拠点の設定など、目指すべき将来像や土地利用などの都市整備の方針について見直し、にしお未来創造ビジョン、緑の基本計画と調整を図りつつ、**新たな都市づくりの指針**を定めるものです。

## 3. 計画の期間及び対象区域

都市計画マスタープランは、長期的視野に立って都市づくりを考える必要があるため、計画対象期間は、概ね20年後の都市の姿を見据えた上で10年後の姿を目指すこととし、令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）までの10年間とします。

また、本計画の対象地域は本市全域とします。

## 4. 計画の構成

都市計画マスタープランは、大きく分けて次のような構成になります。

### 第1章 はじめに

- I. 都市計画マスタープランについて
  - ・都市計画マスタープランの位置づけ、策定の背景、計画期間及び目標年次、構成について整理します。
- II. 都市づくりの現況と課題
  - ・4つの視点から都市づくりの現況と課題を整理します。

### 第2章 全体構想

- I. 都市づくりの目標
  - ・都市づくりの基本目標、目標とする都市像を定めます。
- II. 将来フレーム
  - ・将来人口、宅地需要などについて想定します。
- III. 将来都市構造
  - ・拠点・軸などにより、目標とする都市の姿を定めます。
- IV. 分野別まちづくり方針
  - ・5つの分野に分けて、まちづくり方針を定めます。

### 第3章 地域別構想

- ・地域別に現況整理、課題の整理、まちづくりの方針を定めます。  
(西尾・米津、平坂・寺津・福地、室場・三和、一色、吉良、幡豆の6地区)

### 第4章 計画の実現に向けて

- ・市民・市民団体・事業者・行政の役割や共創のまちづくりに対する支援方策、進行管理の方法や計画の評価方法を定めます。